

川崎市長  
阿部孝夫 様  
環境局長 様

平成 19 年 11 月 21 日

川崎市川崎区鋼管通 4－1 4－1 8  
TEL 044-344-6520 FAX 044-344-3936  
「本気で臨海部の未来を考える会」  
「川崎南高校を活かそう会」  
代表 高橋徹夫  
事務局 渡辺治

## 旧県立川崎南高校のアスベスト除去工事に関する要請書

冠省

旧県立川崎南高校の神奈川県による校舎解体にかかわって、地域・住民へのアスベスト飛散の危険に対して、貴職において緊急に対応していただきたく、以下のように要請するものです。

### 1. 「要請」にいたるまでのこれまでの経緯

旧県立川崎南高校（以後、川崎南高）の解体費の入札の開札が 10 月 26 日に行われ、11 月 2 日に工事業者が神奈川県のホームページ上で公示された。

神奈川県は、工事の着工を 11 月の後半としており、工事業者が決まった段階で工事に関する説明を行うとしている。

解体費の予算は 3 億 5700 万であったことに対し、神奈川県の発注側の査定金額は約 2 億 5312 万であり、落札価格は 1 億 4470 万円というあまりにも安価な価格であった（別紙 1）。

神奈川県は、入札に先立って、工事に関する説明会を限られた町内会のみ限定して行っているが、その説明資料は、危険なアスベスト除去工事や土壌汚染の飛散防止に関する説明がなされていない。（別紙 2）

また、地域にある事業所で働く 1 人が神奈川県の県土整備部住宅営繕事務所建築第一課に電話でヒアリングしたところによると、県は入札に際して、目視と図面による調査しかしておらず、業者に関しては誰一人現地への立ち入り調査を行っていないことが判明した。（別紙 3）

## 2. アスベストの危険性と被害

アスベストにかかわる問題の重要性については、貴職とりわけ、環境局は市民の健康と安全、環境保護について十分把握されているところであると考えているが、私どもの知り得たこの問題への一端を以下のように述べ、「要請」に応える参考にしていただきたい。

- ・ アスベストは一度飛散すると自然界では分解しない為、地球上の空気の中に滞留し続ける。アスベストの粒子は、煙の粒子よりも微細であり、クボタの飛散事故によると4キロ先まで大気汚染防止法で規定されているアスベスト(石綿)濃度が敷地境界基準以上だったとされる。
- ・ 20年ほど前は50%の日本人の人体からアスベストが検出されたが、現在は99%以上の人体から検出されるに至った。
- ・ 0.1f/Lが環境基準であることに対して川崎区は平成17年でその4倍の0.4f/L。池上の産業道路沿いは、5.3倍の0.54f/Lである。
- ・ 環境基準下で生活していても一日に1440本くらいの石綿繊維を吸っている。
- ・ 一般の肺の中から、光学顕微鏡で見ると乾燥した肺1グラムに30本くらいの石綿小体が見つかり、電子顕微鏡だと、乾燥肺1グラムに180万本くらいの石綿繊維が全員から出る。病気の潜伏期間は30~50年、今後被害が生じる。今までどの製品に含まれているかという情報を企業が使用者や専門家や消費者に知らせてこなかったことも問題。文房具屋を経営する家主で、倉庫内に露出するアスベストに曝露し、死亡した事例はあるが、その人の肺からは乾燥肺1グラムにつき70本の石綿が検出された。(その程度で死にいたる可能性があることを示している)
- ・ 現在の大気は0.1~0.3f/Lで、環境省及び自治体の担当者は「1リットル10本が大気汚染防止法の石綿工場の敷地境界の濃度でこれ以下だから安全です。WHOも認めています。」という話しをすることが多いが、これはあくまで石綿工場の敷地境界の基準である。仮にその環境下で暮らすことにより、1リットル当たり10本で3000人に1人が亡くなるという数値である。基本的に10万人に1人(0.1f/L)または100万人に1人(0.01f/L)の基準にしなければならない。

個人差や過去の履歴によって大きく違うが、過去に曝露してした人(20年くらい前の東京は1.0f/L以上だったとされている)、また、タバコを吸って(ガンになる可能性は10倍)おりアスベストの被害(職業性で5倍)が重なると、ガンになる可能性は50倍となる。

- ・ 一度体内に取り込まれたアスベストは一生排出されたり、分解されることなく体内に留まり続け、悪性中皮腫などの病気の直接的原因となる。発病までの潜伏期間は20~40年とされており、日本における死亡者は、1995年は500人で、2004年は953人になった。2039年までの40年間に悪性胸膜中皮腫で日本の男性だけで10万人は亡くなると言われている。また、男性腹膜中皮腫や男性肺癌、女性なども加えると、今後40年間で29~59万人に方が亡くなるだろうといす試算もある。低く見ると年間4000人多ければ年間1万人が死亡者数となる。最近の年間の交通事故死が7000人であることと比べればどれほど深刻か理解できる。

- ・その他、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、円形無気肺、Crow's foot sign と言われるカラスの足のサインの病変、Apical Cap と言われる肺尖の胸膜肥厚病変などもある。

### 3. アスベスト飛散事故の原因

#### (1) クボタの飛散事故（事例1）

アスベスト工場から飛散したアスベストにより多くの悪性中皮種患者また死者を出した。

#### (2) 文京区の幼稚園の飛散事故（事例2）

区の対応の怠慢によって、アスベスト除去工事を行なった際に、幼児と職員全員がアスベストの曝露を受けた。

#### (3) 練馬区の調査によるアスベスト箇所の見落とし事件（事例3）

区内の小中学校でアスベスト調査を行ったが、調査を行なう毎にアスベスト(アスベスト含有材も含む)の見落としが発見された事件

### 4. 要請内容

アスベストは、上記したように、いったん体内に取り込まれると体に滞在しつづけ、悪性中皮腫などの死に至る病気の直接的原因となるため、どんな飛散事故もあってはならない。よって、とりしめる法律がないから取り締まらない、または、被害が生じたから対策を考えるなどという対応の仕方は許されない。

アスベストの曝露は、放射能の被曝と同様に取り返しのつかない人体への害を及ぼし、時にはその人の命さえ奪ってしまうものなので、何よりも優先して絶対にアスベストの飛散が起きないように検討し、少しでも飛散する可能性がある工事に関しては、決して着工すべきではない。

#### (1) 広範囲の住民に体する神奈川県による工事に関する公開の説明会の開催

神奈川県は、前述したように、一部の町内会にのみ工事の説明を行ったが、アスベストに関する説明は不十分であったばかりでなく、飛散した場合に健康被害が生じる恐れがある地域に対しては説明会を怠った事実がある。

よって、再度神奈川県による工事内容に関する説明会を行なうよう川崎市から要請するよう、川崎市に要請する。対象範囲は、クボタの飛散事故で証明された健康被害が及ぶ恐れがある4キロの範囲を対象とし、公開の説明会を行うよう要請する。もし参加者が多く、開催できない場合には、地域毎に分けて行うべきである。

もし、このまま工事に着工することになれば、工事の内容の重大さに気づかず、場合によってはアスベストの曝露を受けてしまう事態にもなる。現行の法規にもとづいている工事でも悲惨な事故につながっている事例が後を絶たない現状では、住民による監視以外、事故を防ぐ手だてではなく、そのためには発注者である神奈川県による住民への説明会を切に要請するものである。

(2) アスベストの専門家によるアスベスト使用箇所と含まれるアスベスト量の調査

アスベストは、専門家でも目視だけではアスベストが使われてるかどうかの判別は不可能とされており、今回の県による目視と図面からのみの調査では、アスベストが利用されている箇所を見落とししている可能性が大きい。

例えば、前述した練馬区のアスベスト使用箇所の見落とし事故が示すように、図面にはなかったり、またはアスベストが使っていないとされていた箇所からも数万平方メートルのアスベストの調査漏れが発見されている。

もし、アスベストが入っていないとしてアスベスト含有建材を解体した場合には、アスベストが飛散して作業員や周辺住民にが曝露を受け、重大な被害となる可能性が大きい。隣接地には一日平均1万4千人以上遠方から訪れる商業施設エスパがあり、同時に大勢の顧客が曝露の危険にさらされることになる。前述した文京区の幼稚園の事例では、105人の幼児全員と職員に対する被爆事故が認められ、裁判では、精神的慰謝料と将来発病した場合の保障を区が約束することを条件に和解した。

もし、飛散しアスベストに曝露した場合、解体による影響であるかの判別はほぼ不可能であり、仮に曝露し発病した患者が保障される権利の剥奪にもつながる。

アスベストの使用箇所の断定に間違いがあれば、確実に撤去工事にたずさわる職人と周辺住民やエスパ利用者に飛散による被害が及ぶことになり、正確な調査と住民や施工者に対して報告することは大前提である。

図面や目視のみの調査では、練馬区のような見落とし事故につながる危険性がある限り、法律通りの調査だけでは足りない。

また、神奈川県はいままで、土壌調査結果を偽ったり、説明会の開催を新聞社や市議会議員が同席していた場で約束したに関わらず約束を破棄した経歴があり、地域住民は神奈川県のずさんかつごまかすやりかたに大きな不審感（不信感）を抱いている。

石綿障害予防規則第8条において、注文者は当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない、と定められている。

よって、少なくとも専門家による調査と分析を伴った現地調査を行い、その調査報告書は、公開され、かつ業者に伝えられることは絶対条件であり、神奈川県に調査分析を民間の専門家に依頼するようご指導を要請する。もし、それが履行できない場合には工事の着工を許してはならない。

(3) 安全で確実なアスベスト工事を確実に実現するための協定書の作成

東京女学館では、アスベストが適切に除去された例がなかったために、住民は施工者に適正に処理されるよう住民が納得ゆくマニュアルを作らせ、その通りに施行を行うことが条件で解体工事が許された。

今回の場合も、いくつかの場面で少しでもアスベストの飛散が生じる危険性がある以上、曝露が生じた場合に、健康被害に対する保障を行うような協定書や覚書が必要である。

(4) 確実な工事ができない可能性が少しでもある場合の協定の作成

確実な工事ができるという保障があり、それを周辺住民が納得すれば、その必要

はないが、施工法上、または中間処理場への移動や昼間処理場での飛散の可能性が残っていれば、飛散による被害への保障に関して何らかの協定や覚書が必要である。

(5) 業者による不適切なアスベスト処理を生じさせる発注方法と解体費の見直し

労働安全衛生法第3条第3項で、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないと規定されており、

また、石綿障害予防規則第9条において、「建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業等の方法、費用または工期について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。」とある。

しかし、今回の安ければよいとする入札方法は、結果に見るように、県での査定金額を1億円以上も下回る価格で落札しており、アスベストにかかる費用を極端に削減する可能性が高く、上記の9条の条項に違反する。現在の落札価格では、妨げる危険性が高いまたは、完全に遂行されない危険性があると判断するしかない。

これを防ぐためには、アスベスト工事部分のみを県から適正価格で分離直接発注するなどして、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げないようにしなければならない。

よって、川崎市は、「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引き」（平成19年4月1日）3遵守事項（1）の解説中の5に示されるように、石綿障害予防規則にもとづき、発注者である神奈川県を指導する責務がある。

なお、「川崎南高校を活かそう会」の有志は、先に、横浜地裁に「解体工事禁止の仮処分」を申立てているが、この仮処分の決定いかんにかかわらず、川崎市は上記のような指導を神奈川県に対し行うよう、強く要請するものである。

また、以上のような要請に対し、どのような検討と県への指導をされるかについて、来る11月30日までに、文書をもって回答されるよう、求めるものである。

以上